

# 一般質問

6月定例会では12名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにたずねるもので、下の表のとおり質問を行いました。ここではその一部を掲載しました。  
 ※本紙では、今議会で行われた質疑応答を、広報委員会が抜粋し、事項別に整理し掲載しています。個々の議員の発言等、詳しくは8月中旬作成予定の本会議録を図書館やインターネットでご覧ください。インターネットを利用する場合は「かまくらGreenNet」から鎌倉市議会ホームページを開き、会議録検索システムをクリックしてください。また鎌倉市議会ホームページの本会議中継システムから、録画映像も見られますのでご利用ください。

千	「認知症のショートステイを鎌倉市にも」「身体障害者のショートステイについて」「障害者がアパートを借りやすく」「災害時の要介護者の介護者確保について」「障害児の学童保育の利用状況とレスパイト事業について」
小田嶋敏浩	「ごみ処理問題について」
山田 直人	「公民連携について」「ユニバーサルデザインと行政改革について」
高野 洋一	「行政改革に関連して」
早稲田夕季	「子どもの健全育成と教育支援」○要保護児童への支援「鎌倉らしいまちづくり」
前川 綾子	「鎌倉の青少年の健全育成について」「高齢化とゴミ分別収集について」「信頼される市役所づくりと職員のメンタルヘルスについて」
三輪裕美子	「バイオハザードの防止」「埋蔵文化財の保存管理」
納所 輝次	「個人情報保護に関する取り組みについて」「学校のアレルギー疾患に対する取り組みについて」
吉岡 和江	「深沢のまちづくり計画について」○村岡新駅との関連で○武田薬品新研究所との関連で
原 桂	「危機管理について」「教育諸問題について」
久坂くえい	「子育て支援について」
萩原 栄枝	「高齢者福祉について」「障害者福祉について」「保育の諸問題について」

## 福祉行政について

◆今定例会では、高齢者・障害者の福祉行政について、資源物・ごみ分別収集や災害対策の観点から次のような質問が行われました。

【資源物・ごみ分別と福祉行政】  
 質問：資源物・ごみの分別収集の大きな問題として、加齢に伴う困難さが挙げられる。本市の高齢化率はどのような状況か。  
 部長：本年四月一日現在、二十五・八八％で、平成二十六年には三十％程度になると推計している。  
 質問：独居の方など排出に困難が生じ、周りの協力を得ながら何とかこなしている人は少なくない。本市では、平成十四年二月から、声かけふれあい収集という事業を始めた。クリーンセンター職員が一軒一軒の家庭に伺って、ごみ・資源物を収集する事業だが、その利用状況と収集時の状況を教えてください。  
 部長：昨年度末で三百三世代が利用している。収集時にはあいさつなどの声をかけ、利用者の返事を聞いて安否の確認を行っている。  
 質問：非常に丁寧で心温まる事業だと思う。この事業は、一時的にこみを運ぶことが

## 行政改革について

◆行政改革について、次のような視点から質問が行われました。

【信頼される市役所づくりと職員のメンタルヘルス】  
 質問：平成十七年度と今年度の職員を教えてください。  
 部長：平成十七年度当初が千五百三十二人、今年度当初が千四百十五人である。  
 質問：職員の長期休業者のうち、心の病と、職員数との関係はどうか。  
 部長：一人当たりの仕事量が増え、職場でのストレスが増加しているようだ。また、産業医によれば、きまじめで完へき主義であると、自分をとことん追い詰め、抑

## 陳情の議決結果

◆市民憲章を鎌倉市施設に掲示することを求める陳情  
 陳情の要旨は、鎌倉市民憲章は、住民自治を進める鎌倉市民としてあるべき姿を国内外に宣言したものであるのに、これを市庁舎等の要所において掲示し、市民を初め鎌倉市政に関係する人々が、日ごろ目にとめ、心に刻み、その精神を生かすべく心することを切望するとうものです。  
 市の説明によれば、市が発行する刊行物の掲載や市施設での掲示など、普及促進に努めていきたいとのこと。  
 議会では、普及促進の取り組み状況などを踏まえ審査した結果、全会一致をもってこの陳情を採択しました。

◆認知症の人の緊急時受け入れ施設についての陳情  
 陳情の要旨は、認知症の人在宅介護している人が急病や急用で家を離れなければならない事態となったとき、鎌倉市内で認知症の人を受け入れてもらうことができるよう対応策を講じてほしいとうものです。  
 市の説明によれば、ショートステイ枠の拡大と施設内容の充実に向け、認知症の人が利用しやすい環境整備に取り組みしていくとのこと。  
 議会では、認知症の人が利用する施設整備に向けた本市の考え方を踏まえ、審査した結果、全会一致をもってこの陳情を採択しました。

## 可決した意見書

◆議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

### 後期高齢者医療制度の根本的見直しを求めることに関する意見書

後期高齢者医療制度が4月から実施され、4月15日に1回目となる保険料の年金天引きが行われたが、多くの市民から、なぜ、こんなに保険料が取られるのか、なぜ、医療を75歳という年齢で区別するのかなど、今、制度に対する疑問や怒りの声が全国的に沸き起こっている。  
 この制度は75歳以上の高齢者を後期高齢者として区別し、該当者約1,300万人を加えた国民健康保険やその他の健康保険からの脱退させ、保険料は基本的に年金から天引きされ、収入が少ない人でも、これまで家族に扶養され保険料の負担がなかった人など多くの人が過酷な保険料負担を求められる。  
 さらに、医療内容についても必要な検査や治療が制限されるおそれがあり、終末期医療において別建ての診療報酬が導入されるなど、差別医療を押しつけるものといっても過言ではない。そもそも年齢で区切って差別医療を行うという制度は、国民皆保険制度を採用している各国において例がないものである。  
 保険料は2年ごとに見直しが行われ、現在の全国平均保険料は年額約7万2,000円だが、団塊の世代が後期高齢者になる2025年には約16万円になるとの試算が示されているように、政府も高齢者人口の増加や医療費の上昇に伴い、保険料は現行の1割負担から上がることを認めている。  
 また、このままでは、現役世代に医療費負担が重くなるとうが、人間だれもが年齢を重ねていくのもである。制度上、団塊の世代を初め、現役世代が75歳になったときは、今よりも保険料負担が重くなることは明らかであり、すべての世代の問題であるといえる。  
 この制度が知られていく中で、国民的な怒りが広がり、国会請願署名は500万筆を超えるなど、制度の廃止や見直しを求める声は日に日に高まっており、医療を提供する機関からも35都府県の医師会が撤回、反対、慎重対応などの態度表明を行っている。  
 与党の中からも、国が率先して、うは捨て山を作ったような印象を受ける（堀内光雄自民党元総務会長）など批判の声が上がる中で、民主党、共産党、社民党及び国民新党の野党4党が提出した後期高齢者医療制度廃止法案が参議院において可決された。この法案は、参議院において継続審議となったが、次の国会でも大きな問題となることは必至である。  
 政府は、現在、後期高齢者医療制度の見直し作業を行っているが、問題の解決には、部分の見直しではなく、高齢者が安心して医療を受けられる根本的見直しが必要である。よって、政府においては、後期高齢者医療制度の根本的見直しを行い、国民皆保険制度のもと、だれもが安心して受けられる医療制度を確立するよう求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
 平成20年6月26日 鎌倉市議会

## 可決した決議

◆議会は、6月26日の本会議において、多数の賛成により次の決議を行いました。

### 古都鎌倉の世界遺産への登録推進に関する決議

人類に多大な被害を与えた悲惨な戦争を二度と繰り返さないために設立された国際連合は、教育における国家主義的傾向が人類に危険をもたらしてきたとの認識に基づき、教育、科学及び文化の領域を通じて国際協力を促進することにより世界の平和と安全に貢献することを目的として国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)を創設した。1972年に採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」もこの目的に従って策定された。ユネスコが提唱する世界遺産保護とは、人類のかけがえのない遺産を守ることが世界のすべての国民のために重要であることを明らかにした上で、国際社会全体の任務としてその保護に参加することが国際平和と人類の共通の福祉という目的を推進するものであるとしている。  
 日本政府は1992年に条約を批准し、同時に文化庁が10件の文化遺産を世界遺産暫定一覧表に記載したが、その中で「古都鎌倉の寺院・神社ほか」は、それから16年が経過してまだ世界遺産として登録されていない。世界遺産としての顕著な普遍的価値の証明については学術的検証にゆだねるとしても、鎌倉市には多くの文化遺産を有するがゆえに世界平和の実現を強く願ってきたという歴史がある。  
 鎌倉市議会は昭和33年(1958年)3月、平和都市宣言を求める請願を全会一致で採択し、それを受けて鎌倉市は同年8月、「海の平和祭」において平和都市宣言を行った。その宣言文には「多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する」とあり、ユネスコが世界遺産条約を採択する14年も前の先進的な出来事である。文化遺産を後世に伝えるには世界の平和が不可欠であるの思いは、まさにユネスコの精神と合致するものであると言える。  
 よって鎌倉市議会は、平和都市宣言50周年の節目の年に当たり、古都鎌倉の世界遺産への登録が推進されることを強く望むものである。  
 以上、決議する。  
 平成20年6月26日 鎌倉市議会

## 教育支援について

【災害対策と福祉行政】  
 質問：本市では、平成十四年に災害時要援護者制度を開始したが、その進捗状況はどうか。  
 部長：本年五月末現在で、千三百八名の登録がある。今後も制度推進のため、個人情報取り扱いなどを工夫するとともに、自主防災組織との情報共有を図りたい。  
 質問：昨年十一月から開始した防災安全情報メール配信の状況はどうか。  
 部長：本年五月末現在で、二千五百二十七件の登録があり、これまで気象情報や不審者情報等の配信を行っている。これは特に防災行政用無線の離れ地の方にあって有効な補完情報であり、今後も登録推進を図りたい。  
 質問：防災安全情報メール配信は、一般の方はもちろん聴覚障害者の方にとって有効な情報受信の手段だが、しかし、情報受信にはまだ課題がある。現在、聴覚言語障害者の方の緊急時通報はアクセスとなっているが、この方法では一方通行で外出先の使用が難しく不便だ。携帯電話などのメールによる一九番通報システムにしていくべきと考えられているが、いかがでしょうか。  
 部長：携帯メールは遅延による時間的なロスの可能性などの課題もあり、導入については、既に実施している市を参考に検討していきたい。

【児童虐待】  
 質問：給食後に牛乳パックを子供たちが解体してリサイクルする指導が教育現場で行われているが、専門医は牛乳一滴がついた袋でもアナフィラキシー(※文末参照)を起こす子供には危険性が高いと警告している。だれでも参加できるリサイクル教育の必要があると思うがどうか。  
 部長：牛乳パックのリサイクルに限られているものではなく、さまざまな学校生活を通じて、その子供も参加できる方法を取り入れながら工夫をしている。  
 質問：クラスの中で一人だけ他と違うということを目撃する本では特殊な目で見られる傾向があるように思う。その際、特殊でなく個性なんだと先生の配慮で同じようにリサイクル教育を受けられる環境を整えていただきたい。教育長：そういう子供たちに對する思いやりも、子供たち、保護者の意向を踏まえないで考えなければいけないと思っと思っています。それが健康教育だけではなく一人ひとりの命を大切にすることが大切につながると思う。

【児童虐待】  
 質問：市における要保護児童の現状、最近の経年の変化をどうとらえているか。  
 部長：要保護児童相談の大半は虐待の相談で、件数的には心理的虐待とネグレクト(養育放棄)が八割強だ。この傾向は数年大きな変化はないととらえている。  
 質問：児童虐待の早期発見



声かけふれあい収集

## 請願・陳情の提出方法について

皆さんの意見や要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として、請願と陳情があります。  
 請願と陳情の違い  
 請願は1名以上の紹介議員の署名が必要です。(陳情には必要ありません。)  
 提出の締め切り  
 提出はいつでもできますが、各定例会の初日の前日までに提出されたものはその定例会で審査をし、期限を過ぎて提出されたものは、次回定例会で審査します。  
 平成20年9月定例会の受付期限 9月2日(火)  
 ※提出に当たっては、所定の様式がありますので、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。電話0467(23)3000 内線2448

## 議会を傍聴してみませんか

本会議をはじめ、各委員会は公開されており、誰でも傍聴することができます。  
 本会議の傍聴  
 本会議当日に、市役所議会棟入口にある守衛室までおいでください。先着順に傍聴券を交付します。  
 常任委員会・特別委員会等の傍聴  
 委員会当日に、本庁舎2階の議会事務局で申し込みをしてください。なお、席に限りがありますので先着順になります。  
 当日の審査内容や審査する順番は委員会の冒頭で確認された後、議会事務局前に掲示されます。  
 ※詳しくは議会事務局まで、電話でお問い合わせください。電話0467(23)3000 内線2448

## 全員協議会

六月二日、議会全員協議会を開催し、以下の報告を受けました。  
 ◆世界遺産登録に向けたスケジュールについて  
 これまで鎌倉の世界遺産登録に向けては、今年度に文化庁へ推薦要請を行い、ユネスコの所要手続を経て、平成二十二年に世界遺産登録を目指すというスケジュールに基づき、準備作業を進めてきたが、昨年の石見銀山や、五月二十三日の平泉に関するイコモス(ユネスコの諮問機関、国際記念物遺跡会議)の勧告は、記載延期という厳しい内容であった。  
 このことを踏まえ、今後のスケジュールについて、文化庁と協議を行った結果、イコモスの勧告が出された平泉の登録の行方を見守る必要があることから、平成二十一年度登録の目標は困難であり、鎌倉の世界遺産登録を確実にするため、推薦書原案の記述内容をいま一度検討する必要がある。また、慎重を期さざるを得ない状況となった。  
 平成十九年九月(関谷子馬)も、七月開催のユネスコ世界遺産委員会における平泉の登録の行方を見守るとともに、その前提となるイコモスの勧告内容を十分に分析・検討し、できる限り早期の登録に向けて、準備作業を進めていきたい。  
 現在稼働している焼却施設の老朽化や環境省の循環型社会形成推進地域計画のスケジュールを勘案すると、現時点で建設用地の取得にめぐまれない以上、早い段階で用地取得の善後策を講じる必要があると判断した。  
 今後は、これまでの建設候補地とされた用地、新たな候補地の検討も含め、全庁的な組織を立ち上げ、再度検討していきたい。  
 議会では、これらの報告を了承しました。

【(仮称)バイオ・リサイクルセンター建設用地について】  
 平成十九年九月(関谷子馬)の取得を取りやめ、繰返しの手続をし、今年度に入り、引き続き土地所有者と協議を行ってきたが、買収予定地の市場価格に関する考え方が互いに折り合わず、土地取得交渉は不調に終わった。  
 現在稼働している焼却施設の老朽化や環境省の循環型社会形成推進地域計画のスケジュールを勘案すると、現時点で建設用地の取得にめぐまれない以上、早い段階で用地取得の善後策を講じる必要があると判断した。  
 今後は、これまでの建設候補地とされた用地、新たな候補地の検討も含め、全庁的な組織を立ち上げ、再度検討していきたい。  
 議会では、これらの報告を了承しました。